



令和 8 年度

学校いじめ防止基本方針

本方針は、人権尊重の理念に基づき、恵曇小学校の全てのこどもが「明るく楽しい充実した学校生活」を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものです。

この基本方針は以下の構成となっています。

- 1 いじめの定義といじめに対する恵曇小学校の基本方針
- 2 未然防止のための行動計画（年間計画）
- 3 早期発見のための行動計画
- 4 いじめが発見された場合の行動計画

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

2 上記の定義に基づき、いじめ防止に向けて以下の基本姿勢を全教職員で共有します。

- ① いじめを見抜く感性を磨きます。
- ② いじめの兆候や発生を見逃さない雰囲気づくりに努めます。
- ③ 心の居場所づくりに努めます。
- ④ こども一人一人を細やかに見つめ、自尊感情を育む教育活動を推進します。
- ⑤ 個性を認め合う学級経営に努めます。
- ⑥ こどもをいじめに向かわせない未然防止に取り組む体制を全教職員で共有します。
- ⑦ いじめの早期解決のために、関係するこどもの安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決にあたります。
- ⑧ 学校と家庭が協力して、防止のための取組や発生の際の解決にあたります。



鹿島ふれあい学園
松江市立恵曇小学校

【未然防止のための行動計画】

いじめが起きにくい学校・学級づくり

風土づくり・居場所づくり

- ◇互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり
 - 安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場所を提供できる集団づくり
 - いじめが起きにくい親和的な学級づくり（アンケート QU の結果の活用）
- ◇学習指導の充実
 - 学びに向かう集団づくり
 - 意欲的に取り組む授業づくり
- ◇特別支援教育の推進
- ◇いじめに向かわせる要因（ストレス）の改善と共通理解（恵曇っ子を語る会）
 - 友人ストレス、競争的価値観、不機嫌、怒り、ストレス
- ◇心が通い合う教職員の協働体制

いじめに向かわないこどもの育成

絆づくり

- ◇自尊感情を高める学習・活動
- ◇人権教育・道徳教育・メディア教育の充実
 - 人権教育授業公開日、人権集会の開催
 - 人権啓発標語の作成、掲示
 - 命を大切にする学習
 - 情報モラル（特にネットトラブル）に関する学習
- ◇特別活動の充実
 - 学級活動の充実（係活動・当番活動）
 - こどもたちの主体的な参加による活動（児童会活動・縦割り班活動）
- ◇教育相談の充実
 - 教育相談（年3回）
 - SCの活用
 - 心のアンケートの実施
 - アンケート QU の実施

保護者・地域との連携

信頼関係づくり

- ◇学校公開（授業公開）の実施
- ◇面談の定期的開催（家庭訪問、個人面談、学級懇談会）
 - ・メディアコントロールの依頼
- ◇学校いじめ防止基本方針などの周知
- ◇学校だより、学年だより、連絡帳、電話などによる家庭との連携

《未然防止のための年間指導計画》

1 学 期	2 学 期	3 学 期
・学級経営計画の作成 ・教職員研修①（いじめ問題に関する基本的な考え方） ・第1回アンケート QU 実施 ・心のアンケートの実施 ・恵曇っ子を語る会Ⅰ～健康・身体面の理解～ ・恵曇っ子を語る会Ⅱ～児童の様子～ ・第1回教育相談 ・恵曇っ子を語る会Ⅲ～教育相談を終えて～ ・個人面談	・教職員研修②（アンケート Q U の結果分析とその対処法） ・恵曇っ子を語る会Ⅳ ・人権教育授業公開日 ・人権集会、人権標語の取組 ・第2回アンケート QU 実施 ・心のアンケートの実施 ・第2回教育相談 ・恵曇っ子を語る会Ⅴ～教育相談を終えて～ ・個人面談 ・学校評価による反省・見直し	・第3回教育相談 ・心のアンケートの実施 ・教職員研修③（恵曇っ子を語る会Ⅵ～来年度に向けての共通理解～） ・年度末学級経営計画の反省と見直し
・水曜日の昼休みに縦割り班活動を実施 ・いじめ等の問題が取り上げられた時（新聞・テレビ）の児童全体への指導、担任への呼びかけ、未然防止につながる学年に応じた指導 ・「いじめ問題への学校の取組振り返りシート」（P.7 参照）を活用した取組の点検		

【早期発見のための行動計画】

日常観察をして発見する（小さなサインを見逃さな

◇情報の収集

- 担任・他教職員の観察による気付き
- 保健室（養護教諭）からの情報
- 相談・訴え（こども・保護者・地域等）
- アンケートの実施
 - ・心のアンケート
 - ・アンケートQ U
- 各種調査の活用
 - ・「いじめ問題への学校の取り組み振り返りシート」等
- 教育相談・面談等の実施
 - ・教育相談（年3回）
 - ・個人面談（1学期・2学期）
 - ・学級懇談会（毎学期）
 - ・地区懇談会（1学期末）
- 学校ネットパトロール

◇相談体制の確立

- 相談窓口の設置・周知
（担任、生徒指導主任、養護教諭、身近な教職員、SC）
- 校内いじめ対策委員会の設置
（校長、教頭、担任、生徒指導主任、養護教諭、人権教育主任）
- 市教委、その他関係機関
- こどもの人権 SOS ミニレター

いじめ発見のためのチェックポイント

< 個人レベル >

- ☐ 服装 ☐ 顔色・元気
- ☐ 体の不調 ☐ 一人の行動
- ☐ 過度の笑顔
- ☐ 日記・作文・ノート等

< 学級レベル >

- ☐ 悪口 ☐ 冷やかし
- ☐ 陰口 ☐ 無視
- ☐ はやし立てる
- ☐ 物がなくなる
- ☐ 集団から孤立
- ☐ 閉鎖的な小集団

< 学校レベル >

- ☐ 教職員からの情報
- ☐ 日記・作文・ノート・Web ツール等
- ☐ 保護者からの情報
- ☐ 地域からの情報

情報の共有

- 報告経路の明示・報告の徹底
（発見者 → 学校いじめ防止対策委員会）
- 職員会議等での情報共有
 - ・恵曇っ子を語る会
 - ・生徒指導職員会議
 - ・臨時職員会議
- 進級時の引継ぎ

学校の対応（組織を挙げて対応）
～発見された場合の行動計画へ～

【いじめが発見された場合の行動計画】

松江市立恵曇小学校

1. いじめ情報のキャッチ

- ・本人の訴え
- ・サインの発見
- ・他の子どもからの情報
- ・「いじめ発見ポイント25」より
- ・アンケートQ-U、心のアンケートより
- ・保護者からの報告

いじめ
キャッチ

発見者

《対応への心構え》

- 担任一人で抱えこまない。
(報告・連絡・相談)
- いじめられている子どもの立場に立った親身な対応をする。
- 子どもと保護者に「全力で守る」という決意とメッセージを伝える。
- 訴えや申し出があったその日に行動する。
- 学校の問題として捉え組織を挙げて対応する。

相談窓口：教頭、養護教諭

2. 報告・・・素早く

3. 事実関係の確認、情報収集

- 被害の態様
(暴力・ことば・インターネット等)
- 被害の状況(時・場所・人数等)
- 集団の構造(被害・加害・傍観)
- いじめの動機・背景
- ☆個別に聴き取り
- ☆関係教職員との情報共有
⇒正確な情報把握

【校内いじめ対策委員会】
・校長・教頭・生徒指導主任
・人権教育主任・担任・養護教諭
・PTA会長・教育振興会会長
・スクールカウンセラー

報告

連携

保護者

チームでの状況確認と対応方針の確認

関係機関(学校運営協議会等)

4. 指導体制・方針の決定

- ☆いじめられた子ども、いじめを知らせた子どもを守り通す
- 全教職員による共通理解
- 役割分担の明確化
- 市教委等関係諸機関との連携

事実関係把握と対応方針の確認

対応基本方針の決定

報告

5. チームによる指導・支援

《迅速な対応》

《組織的な対応》

- 生徒指導主任を中心とした支援体制の構築→学級担任を含めた3～4名のいじめ解消チームの編成
- チームを中心とした連携をとりながらの対応
- 記録とこまめな報告
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢で対応
- 保護者に対しては複数で対応

【いじめ解消チームによる指導・支援の展開】

いじめられている子(被害者)
↓
いじめている子(加害者)
↓
周りではやしたてている子(観衆)
↓
見て見ぬふりをしている子(傍観者)
↓
関係保護者

緊急保護者会の開催

PTA役員との連携

家庭地域との連携

警察等関係機関との連携

学校相互間の連携

いじめ解消の判断

6. 再発防止への取組

- 十分な観察⇒継続的な指導と見守り
- その後の状況把握(教育相談等)
- スクールカウンセラー等を活用した心のケアの充実
- いじめのない学級づくりの取組

いじめ解消の判断
再発防止への対策

報告

いじめに係る行為が止んでおり、被害児童が心身の苦痛を感じていない状態(少なくとも3か月が目安)

松江市教育委員会(生徒指導推進室)

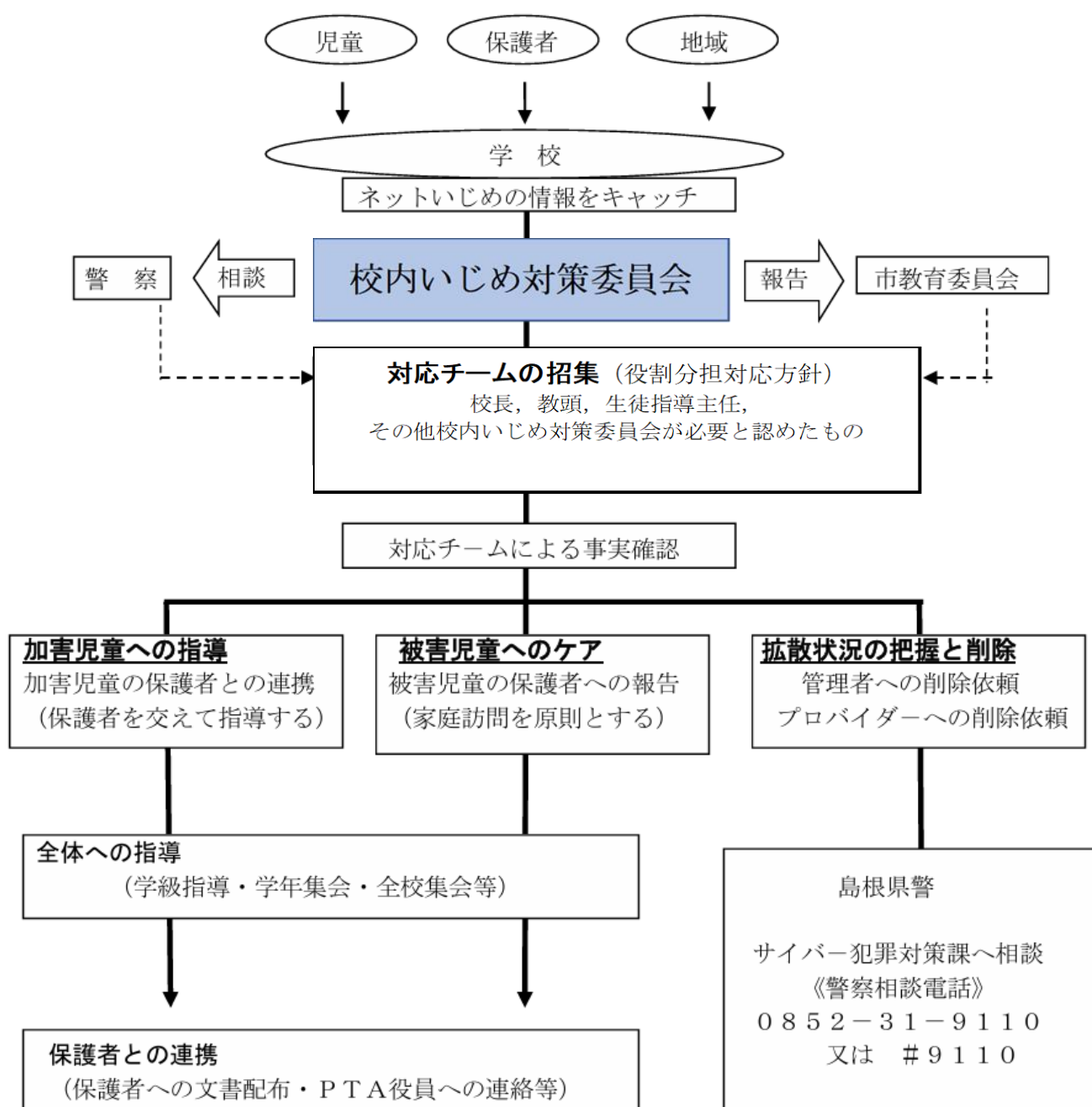
* 重大事態が生じた場合は、「重大事態への対応」(P.6)にそって対応する。
その際には、市教育委員会との連携をさらに緊密にとっていくこととする。

《ネット上のいじめへの対応》

【方針】 次のような事案の発生が確認された場合、速やかに下記の手順に従って対応する。

- SNS への誹謗・中傷の書き込み
- SNS への個人情報の無断掲載
- 特定の児童になりすましてインターネット上で活動を行う
- インターネット上で特定の児童に対して誹謗・中傷を行う
- 他の人になりすましてインターネット上で誹謗・中傷を行う 等

【対応手順】



重大事態への対応

1 重大事態の意味

いじめ防止対策推進法第28条第1項において、次に掲げる場合を重大事態としている。

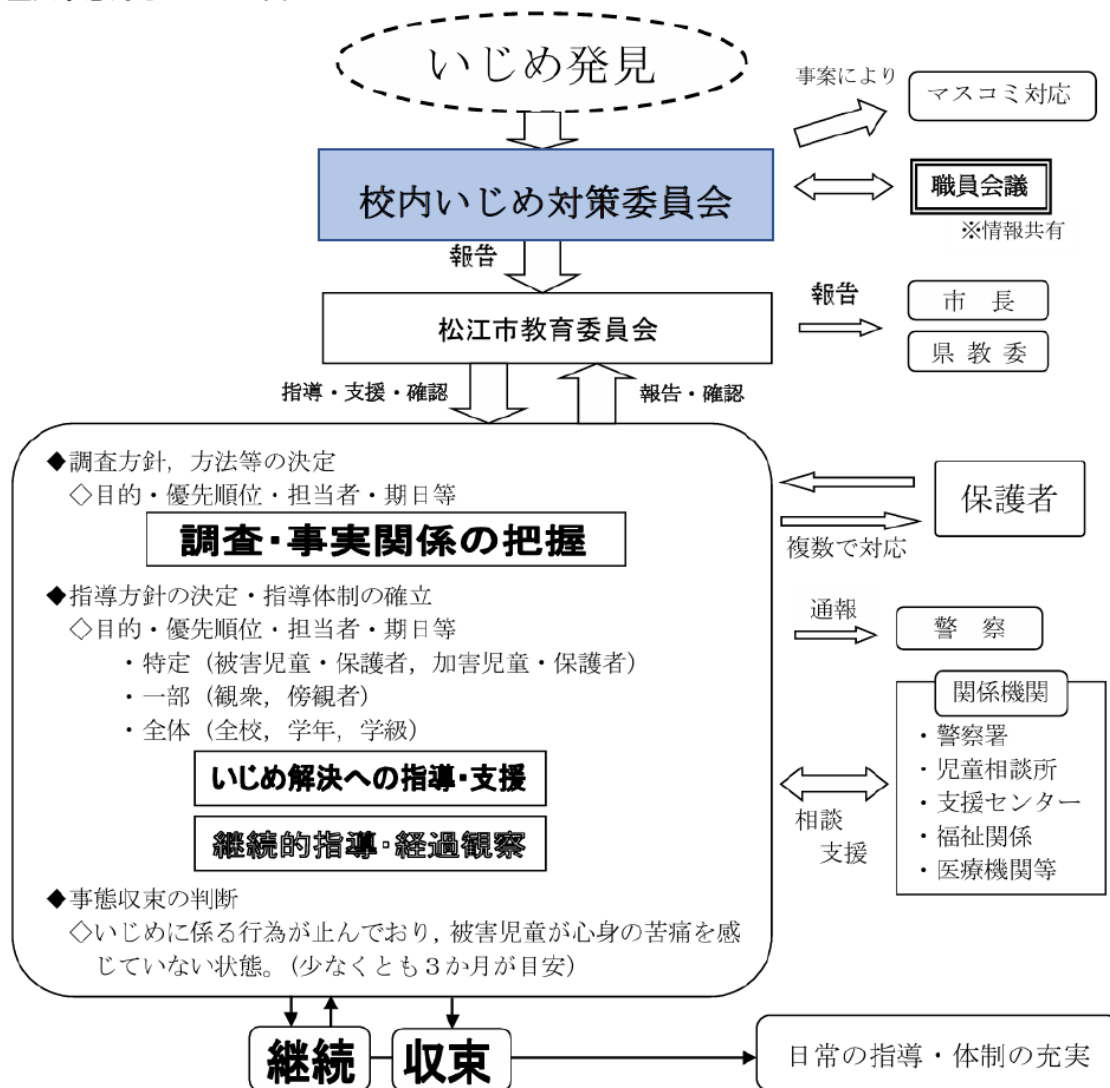
(1) いじめにより当該学校に在籍する子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・子どもが自死を企図した場合
- ・金品に重大な被害を負った場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- 等

(2) いじめにより当該学校に在籍する子どもが「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。「相当の期間」については、年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席するような場合は目安にかかわらず、適切に判断する。

なお、児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった時は、学校側の認識にかかわらず、重大事態が発生したものとし、以下に示すフロー図に沿って報告・調査にあたる。

2 重大事態対応のフロー図



「いじめ問題への学校の取組振り返りシート」(教職員用)

令和 年度

氏名

1 これまでの取組を振り返り、当てはまる数字を黒く塗りつぶしてください。

項 目	取組振り返りのポイント	よく できた	できた	ほぼ できた	あまり できな かった	できな かった
いじめの 認識	1 学校いじめ防止基本方針に沿って、いじめの理 解・対応に「いじめは絶対に許されない」という共 通認識をもって取り組むことができたか。	⑤	④	③	②	①
早期発見 早期対応	2 アンケートQ-Uや、いじめや学校生活にかかわる アンケート等を行い、いじめの早期発見・早期対応 に努めることができたか。	⑤	④	③	②	①
	3 児童生徒からの相談や悩みなどの訴えがあったと きは、その内面の理解に努め、児童生徒の立場に 立って対応することができたか。	⑤	④	③	②	①
	4 日頃から児童生徒や保護者の悩みや要望を積極 的に受け止めるよう、相談しやすい関係や環境づ くり心がけることができたか。	⑤	④	③	②	①
※今年度の 認知件数が 0の場合は 未記入	5 いじめを認知したときの初期対応は、校内のい じめ防止対策委員会を中心に、校長や教頭、主任等 への報告・連絡・相談を迅速に行い、組織的に行う ことができたか。	⑤	④	③	②	①
	6 「いじめの四層構造」を理解し、加害・被害以外の 児童生徒たちにも、自分たちの問題として捉えさ せたり、考えさせたりすることができたか。	⑤	④	③	②	①
	7 いじめにかかわる指導において、関係保護者への 説明や連携は、きめ細かく丁寧に行うことができ たか。	⑤	④	③	②	①
	8 いじめの解消を確認した後も、継続的に関係児童 生徒の見守りや、校内での情報共有を行うことが できたか。	⑤	④	③	②	①
連携	9 いじめ問題について、学校便りや学級便り、PTA保 護者会等を活用して、保護者や地域社会に積極 的に情報を発信し、連携した取組を行うことがで きたか。	⑤	④	③	②	①
研修	10 いじめ問題に対する課題意識を常に持ち、各種研 修会(校内・校外)に積極的に参加し、日々の対応 に活かすことができたか。	⑤	④	③	②	①

2 上記の振り返りをもとに、特に良かった項目や改善が必要な項目を一つずつ挙げ、その具体について記述してください。

今年度、特に良かった取組	
項目番号	具体的な取組例

次年度に向けての課題・改善点	
項目番号	具体的な改善案